

福島市避難行動要支援者 避難支援プラン全体計画

平成21年6月25日

(令和4年4月改正)

福 島 市

目 次

1	基本的考え方（名簿や避難支援プランの目的と構成、自助・共助・公助の役割分担等）	2
2	計画の位置づけ	3
3	対象地域	3
4	対象者の考え方（範囲）	3
5	避難行動要支援者情報の収集・共有の方法	4
6	避難支援体制（市関係部局や関係機関の役割分担等）	6
7	高齢者等避難、避難指示等の発令・伝達方法	8
8	洪水ハザードマップ等の活用	8
9	避難誘導の手段・経路等	9
10	避難所における支援方法	9
11	避難行動要支援者避難訓練の実施	10
12	個別避難支援プランの策定の進め方（策定のめやす、策定方法等）	11
13	名簿登録・個別避難支援プラン策定不同意者への避難支援等	12

○はじめに（令和4年改正の概要）

令和元年台風第19号被害を受けて取りまとめられた「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）」（令和2年12月）や、令和3年5月の災害対策基本法の改正を受けて、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が同年5月に改定されました。法改正により個別避難計画の作成が市町村に努力義務化されるなどの規定が設けられ、取組指針において優先度の高い避難行動要支援者について、個別避難計画の作成目標に関する記載等が追加されたところです。

これらを踏まえ、地域防災計画の下位計画である本計画において、避難行動要支援者の避難支援についての考え方、避難行動要支援者名簿に係る作成・活用方針等を整理し、あわせて本市における「災害時における要援護者支援パッケージ」事業の推進に向け、本計画の推進組織を再編しました。

避難行動要支援者の範囲については、65歳以上の方の現状を見ると、現役で就労されている方や、地域の支え手として活躍される方が増えており、また、登録者の多くが75歳以上のひとり暮らし高齢者となっていることから、市へ寄せられた登録対象者からのご意見等も踏まえ、ひとり暮らし高齢者の区分を75歳以上とするなど見直したところです。

これまで本市では、国が平成18年3月に策定した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」等の指針や事業に関する地域での認知度や浸透度などから、「災害時要援護者」という名称を使用して事業を進めてきましたが、このたびの災害対策基本法改正やそれに伴う国の取組指針の改定などを受けた事業見直しに合わせて、令和4年度からは災害対策基本法で規定する「避難行動要支援者」という名称に変更します。

なお、名称の変更による混乱を避けるため、市民への広報等においては、当面の間「避難行動要支援者（旧 災害時要援護者）」と表記するなど、事業の継続がわかるよう表現を工夫し、丁寧な対応に努めてまいります。

○災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和3年法律第30号）の概要 拠粹

頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るために、以下の措置を講ずることとする。

災害対策基本法の一部改正

- 1 災害時における円滑かつ迅速な避難の確保
 - 1) 避難勧告・避難指示の一本化等
 - 2) 個別避難計画の作成
 - 3) 災害発生のおそれ段階での国の災害対策本部の設置／広域避難に係る居住者等の受入れに関する規定の措置等
- 2 災害対策の実施体制の強化
 - 1) 非常災害対策本部の本部長を内閣総理大臣に変更
 - 2) 防災担当大臣を本部長とする特定災害対策本部の設置（※）
※非常災害に至らない、死者・行方不明者数十人規模の災害について設置
 - 3) 内閣危機管理監の中央防災会議の委員への追加

※改正前の計画での「災害時要援護者」は、今回の改正により「避難行動要支援者」と表記することとします。

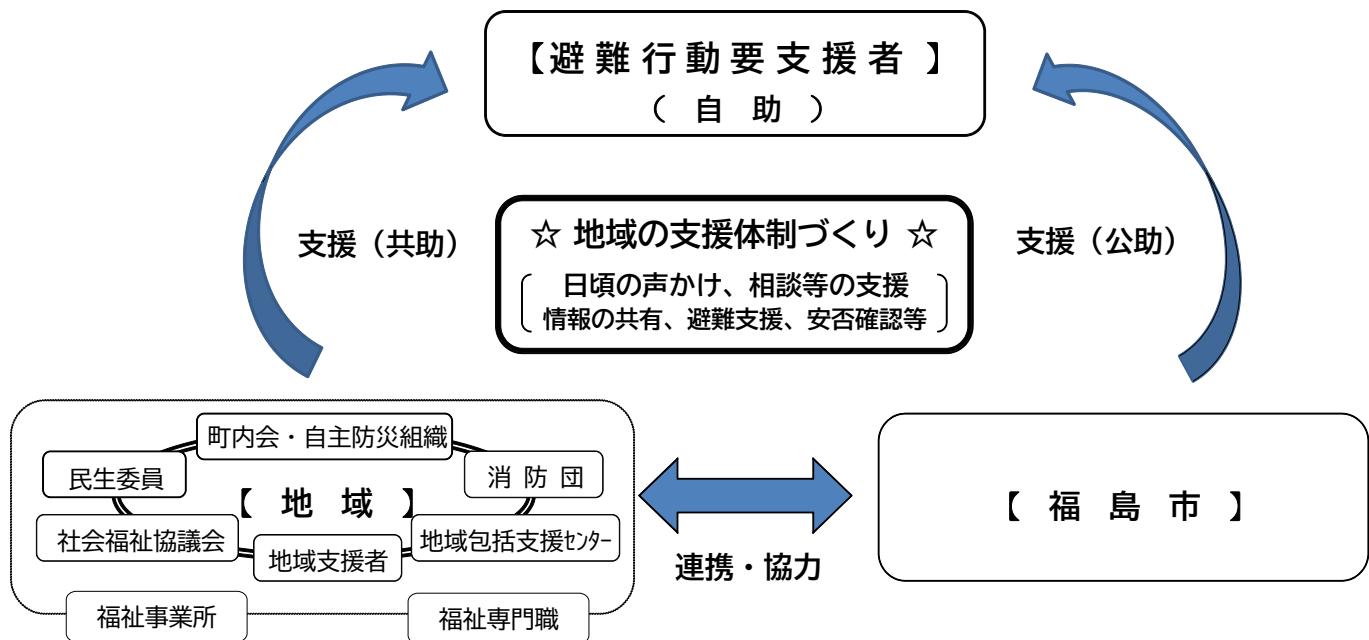
1 基本的考え方（名簿や避難支援プランの目的と構成、自助・共助・公助の役割分担等）

近年、全国各地で発生した自然災害、特に豪雨災害において避難に時間要する高齢者をはじめとする避難行動要支援者の被災が顕著になってきています。このようなことから、本市では、あらかじめ、気象予報・警報、洪水予報や土砂災害警戒情報などの災害情報の伝達体制を整えるとともに、避難行動要支援者が円滑かつ迅速に避難するための支援体制を整えることを「暮らしを支える安心安全のまち」の基本と考え、地域ぐるみの支援体制づくりを整えておくことが重要であると考えています。

このためには、各地域において、高齢者や障がい者など災害時の避難にあたって支援が必要となる人の名簿（避難行動要支援者名簿）を活用し、その一人ひとりについて、災害時に、誰が支援してどこの避難所等に避難させるかを定める「避難支援プラン（個別計画）」（以下「個別避難支援プラン」とする。）を策定し、避難の実効性を高める必要があります。

本計画は、災害発生時における避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、本市における避難行動要支援者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方、避難行動要支援者名簿や個別避難支援プランの活用方法を明らかにしたものであり、避難行動要支援者の自助・地域（近隣）の共助を基本とし、避難行動要支援者への情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ること（公助）により、もって地域の安心安全体制を強化することを目的とします。

市においては、個別避難支援プランを災害対策基本法でいう個別避難計画とします。



自助：災害が発生したときに、まず自分自身の身の安全を守ること。この中には家族も含まれます

共助：地域やコミュニティといった周囲の人たちが協力して助け合うこと

公助：市町村や消防、県や警察、自衛隊といった公的機関による救助・援助

2 計画の位置づけ

本計画は、「福島市地域防災計画」の下位計画として、地域防災計画「第16節 要配慮者の安全確保」のうち、避難行動要支援者の避難支援に関する具体的な内容及び取り組みについて示すものです。

なお、本計画は必要に応じ内容を検証し、適宜、見直しを行います。

3 対象地域

本計画は、福島市内全域を対象地域とします。

なお、個別避難計画作成にあたっては、過去の災害による被災状況や地域のハザードの状況といった地理的条件や、避難行動要支援者本人の心身の状況、避難困難度等を考慮して進めます。

4 対象者の考え方（範囲）

対象者となる避難行動要支援者は、本市に居住し、避難の際に特に配慮を要する者のうち、災害発生時、自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要する在宅の方とします。

対象者は、以下のとおりとします。

- (1) 要介護認定3～5を受けている者
- (2) 75歳以上のひとり暮らし高齢者
- (3) 身体障害者手帳1級、2級の交付を受けている者
- (4) 療育手帳Aの交付を受けている者
- (5) 精神障害者保健福祉手帳1級、2級の交付を受けている者
- (6) 指定難病医療費受給者証の交付を受けている者のうち、医療依存度が高い者
- (7) 65歳～74歳のひとり暮らし高齢者など、避難行動要支援者登録制度の趣旨に賛同し、登録を希望する者（高齢者世帯、要介護認定2～要支援1、身体障害者手帳3～6級の交付を受けている者、療育手帳Bの交付を受けている者、精神障害者保健福祉手帳3級の交付を受けている者、難病患者のうち（6）以外の者及び外国人の登録希望者など）

5 避難行動要支援者情報の収集・共有の方法

災害発生時において避難行動要支援者の避難誘導や安否の確認、また避難所等での生活支援を的確に行うためには、避難行動要支援者情報の把握と関係者間での共有が必要であり、日頃から避難行動要支援者の居住地や生活状況等を把握し、災害時には、これらの情報を迅速に活用できるよう整理しておくことが重要です。

このため、市では避難行動要支援者名簿を作成し、あわせて実効性のある避難支援がなされるよう個別避難支援プランの策定を進めます。

また、「福島市地域防災計画」、「福島市地域福祉計画」、「新福島市障がい者計画」、「福島市高齢者福祉計画・福島市介護保険事業計画」に定めるところにより、次に掲げる通常業務等を通じて避難行動要支援者情報の把握に努めます。

(1) 避難行動要支援者情報の把握

- ①要介護者情報に関しては、要介護認定情報や居宅介護支援事業所などからの情報等により把握する。
- ②ひとり暮らしの高齢者などの高齢者情報に関しては、住民基本台帳担当部局と連携し住民基本台帳を活用する等により把握する。
- ③障がい者の情報に関しては、各種障害者手帳台帳における情報、障害程度区分情報等により把握する。
- ④難病患者の情報に関しては、指定難病医療費受給者認定情報等により把握する。
- ⑤要支援者情報に関しては、上記①から④のほか、広く町内会、自主防災組織、消防団、民生委員・児童委員、地域包括支援センターなどからの情報収集により把握する。

(2) 避難行動要支援者情報の収集・共有

市は、福祉担当部局等がそれぞれ把握している避難行動要支援者に関する基本的な情報（氏名、性別、住所又は居所、生年月日、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする理由等）について名簿を作成し、消防・防災部局をはじめとする関係部局で共有します。

避難行動要支援者の対象者で、災害時の避難支援を希望し、平常時から福島市消防本部、町内会、自主防災組織、消防団、民生委員・児童委員、避難支援等実施者（地域支援者）など、地域防災計画に定める機関等に個人情報を開示することに同意する者は、登録申請書に必要事項（基本的な情報に加え、さらに詳細な情報とする）を記入し、市長に提出するものとします。当該記載事項に変更が生じた場合も同様とします。

また、町内会、自主防災組織、消防団、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センターに対しては、地域において支援が必要な人を把握し、避難行動要支援者名簿への登録などの直接的な働きかけについて、協力を得るものとします。

このため、市は、広報、ホームページ等を利用して、避難行動要支援者登録制度を広く周知します。

(3) 個人情報（守秘義務）の取り扱い

避難行動要支援者名簿及び個別避難支援プランについては、避難行動要支援者本人から同意を得たうえで、避難支援等の実施に必要な限度において避難支援等関係者に提供するものとします。

また、生命または身体を災害から保護するため、特に必要があると認めるときは避難支援等の実施に必要な限度において、同意を得ることなく提供することができるものとします。

なお、本計画における個人情報（守秘義務）の取り扱いに関しては、災害対策基本法及び福島市個人情報保護条例等の関係法令を遵守するものとします。

関係機関	取り扱い方針（関係法令）
福島市	地方公務員法 福島市個人情報保護条例
福島市消防本部	地方公務員法 福島市個人情報保護条例
民生委員・児童委員	民生委員法 ※1
消防団	福島市消防団員の定員、任免、服務及び給与に関する条例 ※2
地域包括支援センター	介護保険法 ※3
その他の (自主防災組織・町内会等)	誓約書（承諾書、協定書）等の提出による 守秘義務の確保

※1 民生委員法（抜粋）

第15条 民生委員は、その職務を遂行するに当っては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によって、差別的又は優先的な取扱をすることなく、且つ、その処理は、実情に即して合理的にこれを行わなければならない。

※2 福島市消防団員の定員、任免、服務及び給与に関する条例（抜粋）

第13条 消防団員は、次の各号の事項を厳に守らなければならない。

5 職務上知り得たことの機密を漏らしてはならない。

※3 介護保険法（抜粋）

第115条の46 第8項 地域包括支援センターの設置者（設置者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員又はこれらの職にあった者は、正当な理由なしに、その業務に関する知識を漏らしてはならない。

災害対策基本法 第49条の13（抜粋）

第49条の11第2項若しくは第3項の規定により名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報をを利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関する知識を漏らしてはならない。

6 避難支援体制（市関係部局や関係機関の役割分担等）

避難行動要支援者の安全確保や避難支援体制など、防災体制の整備及び災害時の活動体制については地域防災計画に定めるとおりですが、平常時から避難行動要支援者の避難支援について協議をするため、「避難行動要支援者避難支援推進会議」において、本計画の推進や平常時及び災害時における避難行動要支援者の支援について協議するとともに、必要に応じ本計画の見直しを行います。

市は、町内会、自主防災組織、消防団、民生委員・児童委員や社会福祉協議会、福祉専門職、福祉事業所等の避難支援等関係者と連携し、実効性のある避難支援等がなされるよう、優先順位を考慮しながら一人ひとりの個別避難支援プランの策定を進めます。

避難支援等実施者（地域支援者）は、避難行動要支援者本人の意向を極力尊重した上で、原則として、町内会、自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉関係者やボランティア等の構成員から複数名選出します。

避難支援等実施者（地域支援者）の選定に当たっては、避難行動要支援者に対して、支援は避難支援等実施者（地域支援者）本人やその家族等の生命及び身体の安全を守ることを前提とした上での任意の協力により行われることや避難支援等実施者（地域支援者）の不在や被災などにより、支援が困難となる場合もあり、避難行動要支援者本人の自助が必要不可欠であることについて十分に周知します。

さらに、避難行動要支援者の支援体制を整備するにあたっては、地域において避難行動要支援者の支援に関する人材を育成し、避難支援等実施者（地域支援者）を増やすための取組みを進めます。

(1) 避難支援体制の組織、位置づけ、業務等【平常時】

①「避難行動要支援者避難支援推進会議」

位置づけ：避難支援体制づくりを推進するため、防災関係部局、地域づくり関係部局、福祉関係部局等による庁内横断的な組織として設置
業 務：避難支援プラン全体計画の推進・見直し等
構 成 員：健康福祉部次長、危機管理室長、関係課長等

部	課
危機管理室	危機管理室長、危機管理室次長
政策調整部	地域共創課長
健康福祉部	健康福祉部次長、共生社会推進課長、障がい福祉課長、長寿福祉課長、介護保険課長、保健総務課長、保健予防課長、福祉監査課長
こども未来部	こども政策課長、こども家庭課長、幼稚園・保育課長
教育委員会	学校教育課長
消防本部	消防総務課長

②「避難行動要支援者避難支援推進会議」作業部会

位置づけ：「避難行動要支援者避難支援推進会議」を補佐する組織として設置
業 務：「避難行動要支援者避難支援推進会議」の業務に関する調査、課題解決に向けた調整、意見集約の補佐等
構 成 員：危機管理室次長、長寿福祉課長、関係課担当係長または担当者のほか支所防災担当など必要に応じ健康福祉部次長が指名する者

(2) 避難支援体制の組織、位置づけ、業務等【災害時】

①避難行動要支援者支援チーム（地域防災計画の災害対策本部組織のとおり）

位置づけ：避難行動要支援者の避難支援等を行うため、福祉関係部局による組織として設置
業 務：避難行動要支援者に対する情報伝達、避難支援業務
構 成 員：健康福祉部職員、こども未来部職員

7 高齢者等避難、避難指示等の発令・伝達方法

国の「避難情報に関するガイドライン」を踏まえ、「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成し、高齢者等避難、避難指示等を発令する判断基準を明確化するものとします。

判断基準は、災害ごと、具体的な地域ごとに留意すべき事項を個別具体的に定めるものとします。

情報伝達方法は、以下のとおりとします。

(1) 情報伝達ルート

避難情報等については、スマートフォンアプリ、緊急配信メールを活用し、避難行動要支援者及び避難支援等実施者（地域支援者）等へ直接伝達するほか、市又は消防団、及び防災行政無線、屋外スピーカー、戸別受信機などから自主防災組織又は町内会を通じて直接・間接的に伝達します。

この際、福祉関係機関・団体のネットワークを情報伝達に活用し、避難行動要支援者及び避難支援等実施者（地域支援者）に対し確実に情報伝達する体制を整備するものとします。

(2) 情報伝達手段

避難支援等実施者（地域支援者）は、避難行動要支援者名簿や個別避難支援プランを活用し、避難行動要支援者の個々の状況に応じて効果的な方法で避難情報の伝達を行うこととします。

(3) 情報伝達責任者の明確化

避難行動要支援者に対する情報伝達については、市役所に設置された避難行動要支援者支援チームが行います。

さらに、社会福祉施設等に対しては、洪水予報、避難判断水位への水位の到達情報、土砂災害警戒情報などの情報を伝達し、円滑かつ迅速な避難の確保を促します。

なお、緊急の場合や適切な情報伝達手段がない場合には、避難支援等実施者（地域支援者）等が本人や家族等の安全を確保したうえで避難行動要支援者宅を直接訪問して、避難情報等を伝えることも考慮します。

8 洪水ハザードマップ等の活用

ハザードマップの周知が住民になされるよう、スマートフォンアプリやインターネ

ツトの利用、窓口での配布などによる情報提供等を行います。

また、ハザードマップを用いて社会福祉施設等の位置や避難場所、施設への情報伝達方法等について、住民への周知に努めるとともに、特に避難行動要支援者に対する地域ぐるみの支援（共助）への理解を進め、地域防災に関する意識向上を図ります。

併せて、町内会、自主防災組織、消防団、民生委員・児童委員、避難支援等実施者（地域支援者）や社会福祉協議会、福祉専門職、福祉事業所等の避難支援等関係者と、平常時から災害時に避難支援を必要とする在宅の避難行動要支援者に関する情報を共有し、これらの情報とハザードマップを組み合わせ、円滑に避難支援を実施できる体制を構築し、洪水等の災害に備えます。

9 避難誘導の手段・経路等

風水害等の災害が発生するおそれがあるため、避難情報等を発令した場合は、避難支援等実施者（地域支援者）等は本人や家族等の安全を確保したうえで、個別避難支援プランに基づき、避難誘導を行います。

そのため、平常時から、避難所配置職員の役割分担を明確にするとともに、福島市、福島市消防本部、町内会、自主防災組織、消防団、民生委員・児童委員、避難支援等実施者（地域支援者）などの避難支援等関係者の役割分担を明確にしつつ、連携して対応します。

また、避難行動要支援者自身も、自宅から避難場所等まで実際に避難支援等実施者（地域支援者）とともに危険箇所等を確認しながら歩いてみると、可能な限り避難経路を確認しておくよう努めることとします。

なお、避難経路の選定に当たっては、避難行動要支援者の避難・搬送形態を考慮した、浸水時にも機能する避難経路を優先的に選定するなど、避難行動要支援者や避難支援等実施者（地域支援者）等の理解を深めるとともに安全な避難の確保に努めることとします。

10 避難所における支援方法

（1）避難所における支援対策

避難所においては、避難行動要支援者の避難状況に応じて、多目的トイレ、スロープ等の段差解消設備を発災後速やかに仮設できるよう体制の整備に努めます。

特に体育館等が避難所で避難生活が長期化する場合は、畳・マットを敷く、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーションを設ける、冷暖房機器等の増設な

ど環境の整備を行います。

これらの環境整備に必要な設備については、備蓄で対応するほか、関係団体、事業者等との連携を図り、平常時から対応策等を講じておくこととします。

避難所には、避難行動要支援者の要望を把握するため、避難所運営員を派遣し、自主防災組織や福祉関係者、そして避難支援等実施者（地域支援者）の協力を得つつ、避難行動要支援者用相談窓口を設けます。その際、女性や乳幼児のニーズを把握するため、窓口に女性も配置するなどの配慮を行うとともに、必要に応じて個別避難支援プランを活用します。

また、避難生活が長期化する場合は、高齢者、障がい者等の心身の健康管理や生活リズムを取り戻す取り組みが重要になるので、保健師等による健康相談、二次的健康被害（エコノミークラス症候群、生活不活発病等）の予防、こころのケア等、福祉関係職員による相談等の生活支援を必要に応じて実施するとともに、避難行動要支援者の状況に応じて、一般避難所から福祉避難所への移動や社会福祉施設への緊急入所、病院への入院等の手続きを行います。

なお、発災後、速やかな対応をとるために、予め、関係団体、事業者等との協定を結ぶなど、平常時から役割分担を明確にしておくこととします。

さらに、避難所における情報提供は被災者にとって大変重要なものであるため、特に視覚障がい者や聴覚障がい者に対する伝達方法については、特段の配慮を行うものとします。

（2）福祉避難所の指定

避難行動要支援者が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を、災害時に必要数を確保できるよう、施設の管理者と事前に協定を結び、予め福祉避難所を指定します。

福祉避難所として指定する施設は、原則として耐震、耐火、鉄筋構造を備え、バリアフリー化されているなど、避難行動要支援者の利用に適しており、かつ、生活相談員等の確保が比較的容易である老人福祉センター等の既存施設を含め広く活用することとします。

11 避難行動要支援者避難訓練の実施

発災時に避難行動要支援者の避難を迅速かつ適切に行うためには、避難行動要支援者と避難支援等実施者（地域支援者）等との信頼関係が不可欠であることから、町内会、自主防災組織、消防団、民生委員・児童委員、避難支援等実施者（地域支援者）等は、普段から、防災活動だけでなく、声かけや見守り活動等、地域における各種活動との連携を深めることが重要です。

また、発災時に在宅の避難行動要支援者を適切に安全な場所へ避難誘導するために

は、平常時から避難支援等実施者（地域支援者）を中心とした近隣のネットワークづくりをすすめ、地域住民の協力関係をつくることも重要です。

このため、町内会、自主防災組織、消防団、民生委員・児童委員等が中心となり、避難行動要支援者や避難支援等実施者（地域支援者）とともに、名簿を活用した個別避難支援プランの作成や避難訓練等を実施することにより、支援体制の充実を図ります。

避難訓練には、地域住民や避難行動要支援者、避難支援等実施者（地域支援者）の積極的な参加を促し、避難行動要支援者の居住情報を共有し、避難情報等の伝達の確認、具体的な避難支援方策の検証や障害物の確認等を行うことにより、地域全体の防災意識の向上を図ります。

このため、毎年実施している「福島市総合防災訓練」などの訓練において、避難行動要支援者に対する情報伝達や避難支援、福祉避難所設置運営などの訓練を行うこととします。

12 個別避難支援プランの策定の進め方（策定のめやす、策定方法等）

災害が発生し、またはそのおそれが高まったときに、避難行動要支援者の避難誘導等を迅速かつ適切に実施するためには、あらかじめ、避難行動要支援者一人ひとりについて、誰が支援して、どこの避難所等に避難させるかを定めておくことが必要です。

近年の災害発生の状況や被害の甚大化等を考えると、町内会、自主防災組織、消防団、民生委員・児童委員、福祉専門職や福祉事業所等の協力を得ながら、すみやかに個別避難支援プランを策定し、避難の実効性を高めることが重要です。

（1）個別避難支援プランの策定方法

①第1段階

5（1）により把握した避難行動要支援者情報により作成した「避難行動要支援者対象者リスト」を基に、避難行動要支援者登録申請書兼台帳（情報を外部提供する事に対する同意欄あり）を新規対象者全員に郵送します。

②第2段階

登録者の申請情報等に基づき、市は本人記入による個別避難支援プランを作成し、避難行動要支援者本人あて郵送します。

なお、避難行動要支援者自身による避難支援等実施者（地域支援者）の決定が困難な場合は、町内会、自主防災組織、消防団、民生委員・児童委員等の協力を得て、避難支援等実施者（地域支援者）自身の不在や被災も考慮し、複数の避難支援等実施者（地域支援者）を定めるよう努めます。

登録申請書未提出者に対しては、おおむね5年程度を目安に再度勧奨を実施するとともに、民生委員・児童委員の日頃の見守り活動や、地域包括支援セン

ターなどで得られる支援が必要な方の情報等を市と共有した上で、これらの関係者の協力を得ながら、避難行動要支援者本人の意向の確認を行います。

また、個別避難支援プランは、平常時においては避難支援等の実施に必要な限度において、避難行動要支援者本人が提供を同意した福島市消防本部、民生委員・児童委員、消防団のほか、町内会、自主防災組織等の避難支援等関係者が配布を受け又は閲覧することができるものとします。

その際には、必要に応じ、関係法令及び誓約書等の提出により守秘義務を確保します。

③その他

個別避難計画策定後は、策定した計画を避難行動要支援者と避難支援等実施者（地域支援者）が情報を共有し、個別避難支援プランを活用した避難訓練の実施や、避難準備・避難支援・避難先における支援等に活用します。

（2）個別避難支援プランの更新

災害時に迅速かつ適切な避難を行うため、情報の更新を定期的に行います。

具体的には、個別避難支援プランの内容に変更が生じた場合や本人等からの変更の申請があった場合は、その都度速やかに更新します。

その他、避難支援等実施者（地域支援者）や福祉専門職等の協力を得て更新を行い、避難の実効性の向上を図ります。

（3）個別避難支援プランの管理

個別避難支援プランは、避難行動要支援者の個人情報が多く含まれているため、その個人情報の保護には十分留意することとします。

個別避難支援プランの内容は、福島市消防本部、町内会、自主防災組織、消防団、民生委員・児童委員、避難支援等実施者（地域支援者）等の支援に関する者以外が閲覧することのないようにするとともに、併せて、災害発生時の緊急の閲覧に支障を来さないように留意します。

個別避難支援プランを電子情報で保管する場合は、パスワード等を使用して管理し、紙媒体で保管する場合には施錠付きの保管庫に保管する等、情報管理に十分配慮します。

13 名簿登録・個別避難支援プラン策定不同意者への避難支援等

災害発生時または発生するおそれがある場合、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するため特に必要があると認めるときは、本人の同意の有無にかかわらず避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し名簿等の情報を提供し、避難支援等の協力を要請します。